

## 令和 8 年度伝統芸能鑑賞会（上方芸能）企画運營業務委託 仕様書

## 1 業務名称

令和 8 年度伝統芸能鑑賞会（上方芸能）企画運營業務委託

## 2 目的

本業務は、市民（特に伝統芸能初心者や青少年）が、質が高くかつ様々な伝統芸能を身近に親しめるよう、鑑賞機会を提供するとともに、伝統芸能（講談、落語、浪曲及び上方舞などの上方を代表する伝統芸能。ただし、能楽、文楽及び歌舞伎は除く。）の普及を図ることを目的とし、解説及び体験コーナー等の鑑賞教育やアウトリーチを交えた伝統芸能鑑賞会（以下「鑑賞会」という。）を企画・実施するものである。

## 3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 履行場所

受注者において確保する大阪市内の催事会場

## 5 実施条件

## (1) 企画内容

- ・解説及び体験コーナー等を交えた鑑賞会を企画・実施すること。鑑賞会のジャンルについては、講談、落語、浪曲及び上方舞などの上方を代表する伝統芸能（複合も可）とする。また、出演者はいずれも、出演料を徴収して興業公演等に出演しているプロであること。  
なお、鑑賞会のジャンルに能楽、文楽及び歌舞伎は除くこと。
- ・演目の上演のほか、解説、体験コーナー等を取り入れ、初心者や青少年が伝統芸能を身近に感じられる、わかりやすい内容とすることで、引き続き伝統芸能への理解を鑑賞側から深めたいとなるよう、波及効果を視野に入れた工夫をすること。企画者にはパフォーマンスアーツの鑑賞教育やアウトリーチの見識があることが望ましい。

## (2) 実施日及び実施回数

- ・実施日：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までのうち 1 日以上  
（複数公演を開催する場合で、平日開催は、初心者の成人向けの演目とし、18 時以降の開催とすること。青少年を対象とする公演については、土・日曜日、祝日並びに長期休業中（冬休み等）の日中開催とすること。）
- ・実施回数：1 公演以上（1 公演あたり、2 時間程度の構成とする。）

## (3) 入場料金

一般 2,500 円（税込）以下（青少年を対象とする公演については、高校生以下 1,000 円（税込）以下）の有料公演を原則として設定し、未就学児については提案によるものとする。なお、その収入

を、本事業費にかかる経費に充当すること。

## 6 災害時等の対応

公演当日に大阪市内に「暴風警報」又は大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合や、交通機関の計画運休が発表された場合は、速やかに発注者と公演の延期・中止等の協議を行うこと。

感染症や地震その他災害発生時等には、発注者の指示に従い、必要に応じて公演の延期・中止等の措置を行うこと。なお、延期・中止等に伴う費用の負担は、業務委託契約書に基づくものとする。

## 7 業務内容

### (1) 企画業務

- ①公演内容にかかる企画立案、制作に関すること。
- ②出演交渉、出演契約に関すること。
- ③出演者（団体）にかかるプロフィール、写真等の収集に関すること。
- ④出演者との連絡調整に関すること。
- ⑤公演に必要な機材、備品、物品等の調達に関すること。

### (2) 運營業務

- ①公演内容等の問い合わせに関すること。
- ②受付案内に関すること。
- ③公演の進行管理（司会等含む。）に関すること。
- ④プログラム等配布物の配布に関すること。

### (3) 会場関係

- ①会場の確保及び会場使用にかかる契約、料金支払いに関すること。
- ②舞台及び客席等の設営・撤去に関すること。
- ③音響・照明に関すること。
- ④会場配置図の作成に関すること。
- ⑤会場との連絡調整に関すること。

### (4) 広報業務

- ①ポスター・チラシの作成及び配布に関すること。

※来場促進及び事業認知度向上のための広報を行うこと。効果的な配布先及び配布方法のひとつとして受注者は、区役所 24 箇所、図書館 24 箇所及び Osaka Metro 専用掲示板 14 箇所への広報物の配架及び掲示（各所チラシ 30 部、ポスター 1 部まで）の協力を発注者との協議により得ることが可能である。

※発注者より本市教育委員会へ当該事務局ホームページにチラシデータの掲載を依頼することや大阪市立小学校（約 280 校）及び中学校（約 130 校）あてにポスター掲載を依頼することも可能である。

- ②プログラム等配布物の作成に関すること。
- ③その他集客に資する広報の実施に関すること（大阪市関係媒体は除く。）。)

#### (5) チケット販売

- ①プレイガイド等との契約及び精算に関すること。
- ②チケット販売数の管理に関すること。

#### (6) 管理運営

- ①参加者の事故、実施会場や備品等の破損に対応できる損害保険の加入に関すること。
- ②公演の記録（実施内容がわかる写真又は映像）に関すること。
- ③著作権使用料に関すること。
- ④会場の警備・安全確保に関すること。

#### (7) 進捗管理

- ①実施状況、広報に関する状況、観客動員数等の報告に関すること。
- ②広報物及び配布物等の印刷物の提出に関すること。
- ③発注者との連絡調整に関すること。

#### (8) アンケート

アンケートの実施（印刷、配布、回収）及び集計に関すること。  
なお、アンケートの設問は概ね10問とし、発注者より提供する。

#### (9) その他

その他本業務の遂行に必要な事務・作業に関すること。

### 8 業務報告

業務完了時は、業務完了通知書とともに業務報告書（A4判）を1部提出すること。

※業務報告書は、実施日時・場所・参加者数・出演者・演目をはじめとした実施概要、収支計算書、当日配布資料、公演の記録（実施内容がわかる写真又は映像）、アンケート集計結果を含めて作成すること。

### 9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は、事業実施にあたり、各種関係法令・条例等を遵守すること。
- (3) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費は全て受注者の負担とする。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- (5) 鑑賞会の企画・実施に関する経費など、本業務に関する一切の経費は、全て契約金額に含まれるものとする。
- (6) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。